

第3回宇美町行政改革推進委員会 議事概要

1 開催日時 平成30年10月24日（水） 14時00分から

2 会場 宇美町役場 1階 第一応接室

3 出席者

○行政改革推進委員会委員（順不同）

嶋田暁文委員、尾方伸一委員、金子辰美委員、合屋昭輝委員、安河内毅委員、
吉留節子委員

○事務局（政策経営課）

工藤課長、水野課長補佐、藤崎係長

4 議事概要

(1)宇美町補助金の適正化ガイドライン（案）について

※「5 補助金による成果の検証」から「7 宇美町公共的団体補助金交付要綱と個別の補助金交付要綱について」まで

○委員の意見

【5 補助金による成果の検証】

- ・「(3)繰越金について」の項目において、原案の記載内容では「繰越金があると補助金を支給しない」という意味に感じてしまう。すべての繰越金がだめなわけではなく、繰越の理由等を踏まえて考え方を整理し、示したほうが良い。

【6 補助金の適正化に向けた精査】

○「(1)適正化の視点」について

- ・各項目を点数化して評価するという方法もあり、検討してはどうか。
- ・必要性の項目で「町が直接実施するもメリットがある」とあるが、安上がりであるという表現に感じるため、メリット（「自由度が高まる」など）を例示した方が良い。

- ・必要性の項目で「民間で同様のサービスが提供されていない」とあるが、民間サービスとして提供されている内容であっても不足しているものもあり、視点の項目とするのは微妙である。
- ・妥当性の項目で「少額（10万円以下、又は補助対象経費に占める補助金の割合が10%以下）な補助金ではない」とあるが、適正化の視点として原案に入っていない有効性と自立性の視点を有している。有効性・自立性の視点を加えるかを含めて内容を再検討した方が良い。
- ・特質性の項目で「国や県の補助等を活用して財源を確保し、補助を実施する（している）」とあるが、あまり重要な視点ではない。
- ・特質性の項目で「既存事業のスクラップ等により財源を確保し、補助を実施する（している）」とあるが、補助金所管課のあり方としての内容であり、補助制度が適正かどうかという視点としてはずれている。
- ・特質性の項目で「現時点で、自主自立ができていない（できない）」とあるが、補助金交付団体等に関する項目であり、制度が適正かどうかという視点としてはずれている。
- ・その他の項目で「多額の繰越金が発生していない（しない）」とあるが、補助金交付団体等に関する項目であり、制度が適正かどうかという視点としてはずれている。
- ・特質性については非常に評価しづらい内容となるため、適正化の視点に入れるかも含めて再検討が必要である。

○チェックシートの内容について

- ・チェックシートの項目に「補助金の創設時期」「補助要綱の有無」「特定の団体に限定されているか」を入れた方が良い。
- ・適正化の視点に差別化が図れる項目（「効果・有効性」など）を入れた方が良い。
- ・補助金交付団体等の運営状況等（ガバナンス体制）に関する内容を適正化の視点に入れて、望ましい活動に導くような手法を取った方が良い。

【7 宇美町公共的団体補助金交付要綱と個別の補助金交付要綱について】

- ・「～してください。」という表現を「～することとします。」に変更した方が良い。

(2)宇美町実情に即した協議が必要な項目について

○「(1)交付金を本ガイドラインの対象とするかどうかについて」

- ・交付金として支出しているものの内容が、本ガイドラインとはタイプが違っており、審査の内容も異なってくるため、対象としない方が良い。

○「(2)繰越金の考え方について」

- ・繰越金のすべてがダメということではなく、過大な繰越金がある場合に適正化を図る必要があるとガイドラインで述べているので、表現としては修正する必要はない。過大かどうかの判断は、個別の判断が必要な項目であり、各団体等が持続的に活動していくために必要なものかどうか基準となってくると思われる。

○「(3)人件費を補助対象経費とする場合の考え方（基準）について」～「(5)補助対象事業の実施と直接関係ないと考えられる経費について」まで

※事務局より具体例を例示して、次回の会議にて協議することとした。

(3)その他

- ・当初、全4回の会議で答申をいただくようスケジュールを組んでいたが、審議が深まっていることから、第5回の会議を開催する予定としている。